

日中無形文化財保護法の比較研究*

The Comparative Study of the Act on Safeguarding Intangible Cultural Heritage
between Japan and China

周 超

ZHOU Chao

重慶大学法学院

Law School, Chongqing University

E-mail: zhouchao87@hotmail.com

Abstract

Through comparative study on Chinese *The Act on Intangible Cultural Heritage* and Japanese *The Protection Act on Cultural Property*, this paper conducted a preliminary but more concrete outcomes on the similarities and differences in the legal system for safeguarding intangible cultural heritages between China and Japan by the research method of comparative law. The author points out the properties and problems in the *The Act on Intangible Cultural Heritage* of China, and concludes some new inprications for the more desirable legal system on the safeguarding of the intangible cultural heritage in China in the future.

Key words: *The Act on Intangible Cultural Heritage, The Protection Act on Cultural Property, comparative study, China, Japan*

* 本稿は、2012年5月26日に愛知大学国際コミュニケーション学会が主催した第57回国際学術交流プログラムでの報告原稿を加筆修正したものである。司会・通訳を務められた周星教授に改めて謝意を表すとともに、本稿のネーティブ・チェックをされた加治宏基氏にも感謝申し上げる。

I はじめに

「中華人民共和国非物質文化遺産法」(以下、「非物質文化遺産法」という)は、2001年2月5日に公布され、同年6月1日に発効した。同法は、中国の文化事業の発展や国民の文化生活にとって重要な意味を有すのみならず、国家的文化政策の制定ならびに展開、さらには文化的ソフトパワーや国際的影響力の強化や、国民の文化的アイデンティティの向上等に関しても重要である。1982年に「中華人民共和国文物保護法」(以下、「文物保護法」という)の施行から30年を経て、「非物質文化遺産法」がようやく成立したことで、中国における文化遺産保護をめぐる法体系は、有形の文化財・文化遺産に特化したものから、無形文化財や口承伝統をも対象とするものへと全面的に整備された。「非物質文化遺産法」の施行によって、中国における非物質文化遺産¹⁾の保護事業は、今後、「依法行政」²⁾という新たなフェーズに進むだろう。この観点から同法は、マイルストーン的な意義をもつ³⁾。「非物質文化遺産法」は、中国行政機構の各レベルでの文化遺産行政に対して、法的根拠を提供すると同時に、同国において外国の非物質文化遺産保護をめぐる法制度を比較するうえでも学術的基盤をなす。そうであるがゆえに、今後は非物質文化遺産保護法の国際比較研究は、重要課題になると考える。

その立法過程と具体的な規定内容に着目すれば、中国の非物質文化遺産保護に関する法律制度には、いくつかの特徴が看取される。例えば、個別的立法、外国の組織・個人による調査に対する許認可制度(15条)、さらに民族自治区、国境周辺、および貧困地域に対する保護支援制度(6条2項)のほか、保護計画、重点保護地域や特定地域の専門的な保護計画制度(25条)等が挙げられる。また、中国の「非物質文化遺産法」は、文化遺産保護に関わる国際条約の優良事例や文化遺産保護の先進国の法治経験を参考にしてきた。例えば、国連ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」の非物質文化遺産に関する定義・範囲の策定作業や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界遺産リスト制度、そして日本の「文化財保護法」における無形文化財の指定や技術保持

1) 中国語の「非物質文化遺産」を日本語に訳すと、「無形文化財」になる。しかし、日本の法規定による「無形文化財」と中国語の「非物質文化遺産」が指す内容は、完全に一致するものではない。よって本稿では、中国の事象を述べる際には中国語の「非物質文化遺産」を使用し、日本の事象については同国の法的用語を用いる。

2) 「依法行政」という中国の法律用語を日本語に訳すと、「法による行政」、「法に基づく行政」となる。しかし、その原則・内容は近代的な法治国家のそれとは異なる。その区別の詳細については、上拂耕生(2004年)「中国の行政立法と依法行政(法による行政)原則——行政立法の特質と法治主義との矛盾・問題——」『アドミニストレーション』第11巻1・2合併号、pp. 1-40を参照。

3) 蔡武「依法保護、重在傳承——關於貫徹『中華人民共和国非物質文化遺産法』的幾点思考」『人民日報』2011年3月2日。

者の認定などに加え、無形文化財を活用することを政府自身が推奨し、財政的優遇措置を設けること等である。こうした事例の影響をうけるとともに、グローバル化、国際化及び改革開放政策を背景として「非物質文化遺産法」は制定されたため、国際的な法制度との関連性が強いと同時に、中国の法制度の特殊性を示しつつ、行政立法の水準は以前より向上した。

本稿は、中国の「非物質文化遺産法」と日本の「文化財保護法」の条文を基本テキストとし、両国における文化遺産保護に関する社会实践を考察し、行政立法制度、非物質文化遺産の調査、伝承者の認定制度及び法的責任制度などの各分野において、日中の非物質文化遺産の保護法体系を比較研究する。そして、中国の法体系に基づく文化遺産行政の特徴を抽出する。将来、中国の「非物質文化遺産法」を改善するうえで、参考になれば幸いである。

II 立法モデル：「単行的立法方式」と「総合的立法方式」

中国の文化遺産保護に関する法体系において最も特徴的なものが、単行的立法方式である。この立法モデルは、中国政府が非物質文化遺産を認定・保護するうえで、最も重視するポイントを示す一方で、同国の立法手続きの技術水準がなお未熟であることも露呈している⁴⁾。単行的立法方式は「総合的立法方式」とは異なり、「個別的立法モデル」のひとつといわれる⁵⁾。単行的立法モデルは、臨機応変であるが計画性が乏しく、一般的には、特定領域にのみ対応し制定されるものである。よって、単行的立法がはらむ問題の一つは、他の法規が対象とする領域と齟齬を生じることである。中国では、「非物質文化遺産法」の他に「文物保護法」や「伝統工芸美術保護条例」（1997年国務院令第217号）などが制定されており、物質と非物質、有形と無形とを区別することから、文化遺産を一体のものとして対処しない。よって、文化遺産の総体性を理解するためには、これら法規、条例の規制対象を複眼的に整理せねばならない。例えば、「非物質文化遺産法」で保護対象と規定される「非物質文化遺産」は、常に具体的な有形物と関連し、もしくは有形物によってキャリアーされている。ゆえに、非物質文化遺産を保護する過程では、「有形民俗文化財」も保護されるべきである。ところが「非物質文化遺産法」には、「有形民俗文化財」という分類は存在しない。2003年に改訂された「文物保護法」に基づき、中華人民共和国国家文物局は「近代文物徵集参考範囲」と「近現代一級文物贓品鑑定標準（試行）」を公布

4) 中国の立法手続きについては、文化遺産の保護に限らず、全体的な立法手続きの技術レベルが低いことは否めない。

5) 朱祥貴（2007年）『文化遺産保護法研究——生態法範式的視角——』北京：法律出版社、pp. 17-19.

した。そこでは、「近現代の中国における各民族の生産活動、生活慣習、文化芸術および信仰等に関する文物」も文物徴集の範囲とされ、典型的な「民族的な民俗文物」も「一級文物」⁶⁾として認定されることになった。「民族的な民俗文物」といえば、道具、生活用品、信仰にかかわる典型的品物、代表的な年画、きり紙、凧、影絵人形、彫刻、漆器⁷⁾、壁画、ろう染め、服飾、髪飾り、刺繍、絨毯といった民間芸術品や工芸品⁸⁾を指す。中国政府としても、こうした「単行的立法方式」による法規の欠点を改善する必要に迫られている。

これと対照をなすのが、日本の文化財保護に関する法規で採用される「総合的立法方式」である。同方式により制定された「文化財保護法」では、物質文化遺産と非物質文化遺産の両方を保護対象と定める。また、他の法律とも密接に関連付けられている⁹⁾。この二つの方式から、日中間の立法手続きに大きな差異があることが見て取れる。

1950年に「文化財保護法」が制定されるまでは、日本でも単行的立法によって文化財保護にあたってきたが、1954年、1975年、1996年及び2004年と都合4回にわたる改訂¹⁰⁾や30回以上もの一般修正を経て現行の「文化財保護法」が成立した。無形文化財と有形文化財・物質文化遺産とを一元的に保護すると定める同法は、包括的な文化遺産の保護という原理に適うと同時に、同法により文化財の保護行政の効率化が促進された。日本の文化財保護に関する政策が一元化されたことで、単に文化財保護行政が効率的になったのみならず、業務バランスの最適化が図られるなど、関連法規を権威付けする作用も果たした。つまり、日本における文化遺産の保護規定は「文化財保護法」に一本化されており、政府の文化財行政管理機関も文化庁に一元化されている。

一つの文化財行政管理機関の下で統一された法律が適用されることによって、他の関連法律・法規を制定しやすいうえに、それとの組み合わせでバランスよく運用される。例えば、「文化財保護法」以外に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年法律第57号）、「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（平成4年法律第88号）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）、「文化芸術振興基本法」（平成13年法律第148号）及び「観光立国推進基本法」（平成18年法律第117号）など多くの関連法規は、相互に連動して運用されており、文化財の保護・活用・産業開発及びその環

6) 「文物保護法」によれば、中国の文物は「一般文物」と「珍貴文物」に分かれており、「珍貴文物」には「一級文物」、「二級文物」と「三級文物」の三種類がある。なお、「一級文物」は「国宝」を指す。

7) 「近現代文物徴集参考の範囲」第4条第1項、第2項を参照。

8) 「近現代一級文物収蔵品鑑定標準（試行）」第4条を参照。

9) 王軍（1997年）『日本文化財保護』北京：文物出版社、p. 25。

10) 「文化財保護法」に関する重大改正について、中村賢二郎（2007年）『わかりやすい文化財保護制度の解説』東京：ぎょうせい、pp. 20-30を参照。

境保全という観点から、日本の伝統文化を支えている。

ところが、中国では文化遺産に関する保護には二つの法律と一つの条例があり、しかもこの法律・法令の施行主体としては、中華人民共和国国家文物局、中華人民共和国文化部非物質文化遺産司と中華人民共和国国家發展改革委員会の三つが連立している。同様に、非物質文化遺産に関する法規定も「國家級非物質文化遺産の代表的物件の申請評定暫行弁法」(2005)、「國家級非物質文化遺産の保護と管理暫行弁法」(2006)、「中国非物質文化遺産の表示マークの使用管理弁法」(2007)、「國家級非物質文化遺産の代表的物件の伝承者認定と管理暫行弁法」(2008)などが存在し、2011年6月1日に「非物質文化遺産法」が施行された後にも、これらの暫行弁法などが依然として発効し続けている。このように、異なる主管機関が複数の法律、条例及び「暫行弁法」などを運用する際に、相互調整し管轄を分担することは困難であり、恒常的な課題である。つまり、効率が悪く行政コストがかさむ。

その原因の一つは、新中国の成立時に法体系が断絶して以来、三十年間の「無法」時代に陥ったことである¹¹⁾。このような状況によって、改革開放時期の立法手続きは、「条件が備われば立法に至る」¹²⁾というある種の「不文律」が出来上がった。つまり、個別の問題について対症療法的な単行立法によって対応してきたのだ。この数十年間、中国で次々に施行された文物・文化遺産に関する行政規範、法規等は、文化行政の管理部門が文物や文化遺産の問題を重視した結果であった。しかし、それらはみな臨時的な対応ばかりで、全体的な視野が乏しかったことは否めない。事実、新条例・弁法・通達などの発令は、逆にいえば文物や文化遺産の危機状態が日増しに深刻化していることを意味する。しかも既存の法規・行政政策と内容が重複しており、いくつかの解釈が可能であるほか、抵触しあうものさえある。このような「状況に応じた立法」(因事立法)、「急場しのぎの立法」(応急立法)等は、制定された法律・条例・規定・政策の権威を損ない、立法目標を達成することは難しい¹³⁾。

11) 1949年2月、中国共産党中央委員会は「關於廢除国民党的六法全書和確定解放区的司法原則的指示」を発表した。新中国成立後に、国民党政権時代の法律はすべて廃止されたが、社会全体をカバーする新しい法律は作られなかった。改革開放までの間に、「中国人民政治協商會議共同綱領」(1949)、「中国人民政治協商會議組織法」(1949)、「中華人民共和國中央政府組織法」(1949)、「中華人民共和國婚姻法」(1950)や「中華人民共和國労働組合法」(1950)、「中華人民共和國憲法」(1954, 1972, 1978)という成文法しか存在していなかった。その間の中国の法治状況について、本間正道(1995年)『現代中国の法と民主主義』東京：勁草書房、pp. 26-39、西村幸次郎(2003年)『グローバル化のなかの現代中国法』東京：成文堂、pp. 5-7、本間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則(2009年)『現代中国法入門』(第5版)東京：有斐閣、pp. 23-45などを参照。

12) 万其剛(2011年)「彭真立法思想研究」中国人大網(www/npc.gov.cn)2012年5月6日閲覧。

13) 本間正道(1995年)『現代中国の法と民主主義』東京：勁草書房、p. 250。

Ⅲ 一般的規定と可操作性との問題

古来より中国では「天網恢恢、疏にして漏らさず」ということわざがあるが、近現代の法治国家への発展プロセスで、「法網恢恢、疏にして漏らさず」という新しい言葉が生まれた。立法技術の水準を高めようと努めるなかで、「立法宜粗不宜細」という考えは、中国の立法思想の主流となった。法律制定に際して、条文には一般論あるいは原則論が多く盛り込まれた。司法機関と行政機関はそれらを都合よく解釈することで、容易に社会秩序を維持し国民生活を管理することが可能となった。こうした思想を背景として、改革開放以来の中国の立法、新法の条文には、原則論的表現が多く盛り込まれた。結果的に、法規の運用性が欠如したことはいうまでもない。これは中国の立法の「伝統」にさえなった。「非物質文化遺産法」も行政法として、このような「伝統」的立法手続きを踏んだ。「非物質文化遺産法」は、非物質文化遺産の保護に関する国家と政府の責任分担を明確にしたが、一部条文は原則論的で運用性に乏しい。

法文の字面から見れば、「非物質文化遺産法」の「総則」に書かれた原則は、「分則」と重複し、言い換えただけで、総則で示された原則と制度は、分則で十分に具体化されていない部分が多い。例えば、「総則」の第3条は次のように規定している。「国家は非物質文化遺産を、認定・記録・書類保存等の措置によって保存し、歴史・文学・芸術・科学価値を有する非物質文化遺産を伝承・伝播することで保護する」。この規定は「分則」の「第二章 非物質文化遺産に関する調査」の第12条において、「文化行政主管機関、その他関連する行政主管機関は、非物質文化遺産を認定・記録・書類保存せねばならず、調査によって得られる情報の共有メカニズムを整備すべし」と規定している。この二つの条文を対照して、「調査」に関する具体的内容は「認定・記録・書類保存」というもの以外に、条文中の「国家」と「文化行政主管機関、その他関連する行政主管機関」と換言しただけで、法律条文の実質的内容はほぼ同一である。「調査」に関する具体的規定がなく、国家の「調査」責任を「文化行政主管機関」へと単にスライドしたにすぎない。またそのほかに、「県級以上の人民政府は非物質文化遺産の保護・保存の必要性に応じて、非物質文化遺産の調査を調整する」(11条1項)と、「県級以上の人民政府の他の関連機関は、自分の仕事領域内において、非物質文化遺産を調査することができる」(11条2項)とは、重複する内容を規定している。このように国家の「調査」義務から「政府」の調査を経て、文化行政主管機関の「調査」責任までの確立過程では、調査に関する実質の内容、つまり調査の手続き・方法及び調査結果の評価等に関する内容は一切触れられていない。同時に、遺産保護・保存の前提となる「認定」に関しても、「非物質文化遺産法」では認定手続き、認定書の発行、認定した「非物質文化遺産の代表リスト」と「代表的伝承者」との関係等は具体的に示されていない。改革開放以来の立法実践の過程において、このよ

うな「木を見て森を見ず」という伝統的立法により全般的に法律の運用性が欠如しており、特に行政立法に顕著である。この現象は、新中国における30年間にわたる「法律の断層」と呼べよう。

「非物質文化遺産法」の内容を総括すると、具体的かつ運用性があるのは、主に第三章「非物質文化遺産の代表リスト」制度（第18～27条）と第四章「非物質文化遺産の伝承と普及」の「非物質文化遺産の代表的物件の伝承者」認定制度（第29～31条）である。また、国務院弁公庁と文化部が公布した「国家級非物質文化遺産の代表リストの申請評定暫行弁法」（2005年国弁発18号）、「国家級非物質文化遺産の保護と管理暫行弁法」（2006年文化部令第39号）と「国家級非物質文化遺産の代表的物件の伝承人の認定と管理暫行弁法」（2008年文化部令第45号）という三つの「暫行弁法」が、「非物質文化遺産法」を補足する。ただし、三つの「暫行弁法」が有効か否かという立法上の問題はともかく、「非物質文化遺産法」が施行されて以降も「非物質文化遺産法」と「暫行弁法」が並行することで、非物質文化遺産の保護をめぐるのは兩法規の重複や矛盾など、解決が困難な状況が続いている。端的に言えば、もし「国務院文化行政管理部門」による「暫行弁法」の解釈が「非物質文化遺産法」の一般的規定・原則を逸脱するものとなれば、「非物質文化遺産法」の権威を損なう事態を招くだろう。

上述した非物質文化遺産に関する中国の行政立法の状況と比べて、昭和25年に日本で「文化財保護法」が制定された当時、それ以前に施行された文化財保護に関するあらゆる法規を精査し、それらのうち合理的かつ有効な規定を統合して同法に収めることで、文化財の「保護」・「保存」・「活用」等にかかる諸制度を具体化・明確化した。また、法規の改訂を重ねつつ文化財保護制度を整備してきた。文化財保護法¹⁴⁾は、文化財に関する保護政策の過程で政府が主たる責任を負い、なおかつ政府の文化行政機関による作為・不作為の行為についても具体的かつ明白に規定した。例えば、重要無形文化財および重要民俗文化財の「指定」と「指定の解除」、文化財の保存技術の「選定」と「選定の解除」の条件、手続きと審議、さらには不服の申し立て、文化財の保存、公開、調査、記録、補助金等に関しても規定している¹⁵⁾。つまり、「文化財保護法」の「総則」の一般規定や原則は、「分則」で具体的に確定される。たとえ立法ロジックに配慮して「分則」に詳しく書かれな

14) 「文化財保護法」以外に、日本政府は「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」（昭和29年文化財保護委員会告示第55号）、「重要民俗資料指定基準」（昭和29年文化財保護委員会告示第58号）及び「重要無形民俗文化財指定基準」（昭和50年文部省告示第156号）等25の省令から、文化財保護の法体系は成り立っている。

15) 詳細内容は、中村賢二郎（2007年）『わかりやすい文化財保護制度の解説』東京：ぎょうせい、pp. 7-13, 89-106, 186-195；根本昭・和田勝彦（2002年）『文化財政策概論』東京：東海大学出版会、pp. 80-81, 93-99, 113-114などを参照。

かった部分でも、「補則」（計39条）や20余りの「政令」および「省令」等を通じてそれらを担保する。このように、立法の論理性を重視しつつも、内容の完成度や制度の具体化を兼ねる立法技術は、今後、中国の「非物質文化遺産法」の改訂や整備にも参考になると思われる。

IV 非物質文化遺産の代表リストと伝承者の認定制度

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（1972）の「世界遺産リスト」制度や「無形文化遺産の保護に関する条約」（2003）の「人類の無形文化遺産の代表リスト」制度の影響を受け、中国は「非物質文化遺産法」の下で「非物質文化遺産の代表リスト」制度を確立した。

条文によれば、「非物質文化遺産の代表リスト」は「国家級」と「省級」二種類のリストが存在する（第18条第1項・2項）が、実際の運用についてはいくつか留意点がある。例えば、中国の非物質文化遺産の代表的物件の申請や認定の手続きでは、「国家級非物質文化遺産の代表」リストとは別に「国家級非物質文化遺産の代表」の補足リスト（拡張項目リスト）が存在する¹⁶⁾。二つのリストは、国家による承認時期に差があるだけで、その歴史的、文学的、芸術的、科学的価値および保存の重要度には一切区別がない。こうした現状は、リスト策定のプロセスが混乱しており、特に調査が不徹底であったことを物語っており、補足リストにより取りこぼしを補うことになった。「非物質文化遺産法」が施行されて後に、同第18条の規定に抵触するおそれがあり、この二つのリストを統合する必要に迫られた。つまり、第18条第1項は「国家級国家級非物質文化遺産の代表」しか規定しておらず、「補足リスト」についてはその存在すら規定していなかった。また、「非物質文化遺産法」には、非物質文化遺産の代表を認定するのは「国家」と「省」に限られているが、実際には「国家」、「省」、「市」及び「県」が代表リストを策定している。ところが、「市」と「県」のリストには、必ずしも法的根拠があるとは限らない。なぜなら「非物質文化遺産法」に直接的な規定はなく、大部分の地方立法機関（省級を含む）が非物質

16) 中国芸術研究院の「中国非物質文化遺産」ウェブサイト (<http://www.ihchina.cn/inc/guojiaminglu.jsp>) によると、2012年6月段階で、中国政府は国家級非物質文化遺産の代表リストを過去三回（2006, 2008, 2011）合計1219件、そして国家級非物質文化遺産の代表的物件の補足リストを過去二回（2008, 2011）合計311発表している。

文化遺産の保護にかかる規定・条例をまだ制定していないためである¹⁷⁾。つまり、地方レベルの非物質文化遺産の代表リスト制度は、「国家級非物質文化遺産の代表的な物件の申請評定暫行弁法」(2005)によるもので、国家級と省級非物質文化遺産の代表的な物件の申請評定の副産物である¹⁸⁾。これにより「非物質文化遺産法」第2条(非物質文化遺産の定義)で確定されている一般の(代表的ではない)非物質文化遺産は保護対象となる。

同法規について総合的にいえば、「非物質文化遺産法」は、非物質文化遺産が含む異なる種類・属性・価値基準により、いっそう優れた保護体制を建立しようとする努力が欠けていると考えられる。これと比べて、日本の「文化財保護法」は、比較的詳細な、合理的な、そして体系的な文化財の分類体系が構築されている。その例として「登録有形文化財」(第57条)、「記録無形文化財」(第77条)、「記録無形民俗文化財」(第91条)および「選定の文化財保存技術」(第147条)などがある。重大な歴史や芸術価値のある非物質文化遺産に対し、「重要無形文化財」(第71条)、「重要有形民俗文化財」(第78条)、「重要無形民俗文化財」(第71条)を「指定」するなど、レベルや種類に応じてそれぞれの保護制度を設けているのは日本の文化財分類だけであり、その総合性や複数レベルでの文化遺産保護をめぐる理念は、中国にとって非常に参考となる。

また、日本の「文化財保護法」が策定した「保持者」認定制度を参考にし、中国の「非物質文化遺産法」では「非物質文化遺産の代表的な項目の伝承人」を認定する制度が構築されたが、「伝承人」の認定手続きには、いくつかの問題が存在する。例えば、多種多様な技能に対して、承認されるのは「伝承人」という単一カテゴリーで、分類(非物質文化遺産の分類を含む)が妥当でない。今までに認定された国家級の「伝承人」は計1488名¹⁹⁾に上り、すでに非物質文化遺産の代表的物件の「十大分類」を網羅する²⁰⁾。2006年、国务院が第一回国家級伝承人リストを発表した時、認定された伝承人の範囲は「民間文

17) 筆者の調べによると、2012年6月末までに、既に省級の非物質文化遺産保護条例の立法を完成したのは、雲南省(2000)、貴州省(2002)、広西チワン族自治区(2005)、江蘇省(2006)、寧夏回族自治区(2006)、浙江省(2007)、福建省(2008)、新疆ウイグル自治区(2008)、広東省(2011)等があり、個別の市と県、特に少数民族自治州・自治県は非物質文化遺産保護弁法を制定した。例えば、湖北省恩施土家族苗族自治州(2003)、湖南省湘西土家族苗族自治州(2008)、貴州省黔东南苗族侗族自治州(2008)、四川省リャンシャン・イ族自治州(2010)、四川省ガバ州(2011)、湖北省長陽土家族自治県(2006)等。

18) 例として、2012年6月末までに、貴州省の国家級の代表的物件は73項あり、省級のそれは440項、市(州)のそれは822項あり、県級のそれは3438項である。

19) 中国非物質文化遺産網(<http://www.ihchina.cn/inc/chuanchengren.jsp>)で公布される「伝承人名簿」に基づいて、筆者が算出したものである。

20) 「国家級非物質文化遺産の代表的物件の申請評定暫行弁法」(2005)第3条の定義と「国家級非物質文化遺産の保護に関する工作専門家委員会リスト」(2006)の分会設置の状況によれば、中国の非物質文化遺産の代表的物件は以下の十項目ある。「民間文学」、「伝統音楽」、「伝統舞踏」、「芸能」、「伝統体育」、「遊芸とサーカス」、「伝統美術」、「伝統技芸」、「伝統医薬」および「民俗」。

学」、「遊芸とサーカス」、「伝統美術」、「伝統技芸」や「伝統医薬」の五種類しかなかったが、2008年の第二回認定を機に、その他五種類にも拡大された。非物質文化遺産の保護・保存・伝承の主体は伝承人であるものの、すべての非物質文化遺産、特に「民俗」等の非物質文化遺産として伝承人を認定する妥当性については、慎重に検討しなければならない。「民俗」等の非物質文化遺産としては、春節（旧暦のお正月）、清明節、端午の節句、中秋節などの年中行事、およびヤオ族の盤王節、傈僳族の刀杆節、チャン族暦の正月、民間の「社火」（祭りの際に行われる民衆演劇や娯楽活動）、秦淮「提燈会」などがあるが、通常、その伝承人は認定し難い。なぜなら、「民俗」等の非物質文化遺産は地域社会において、あるいは共同体グループによって集団的に伝承されるものであって、個人（自然人）を限定して認定することは問題となる。現在、春節、清明節、端午の節句、中秋節など諸物件について伝承人は認定されていないが、ヤオ族の盤王節、傈僳族の刀杆節、チャン族暦の正月、民間の「社火」や秦淮「提燈会」などの物件は、伝承人を認定している。同様の性質にある「民俗」等の非物質文化遺産物件に対して、不統一の対応を採ることの妥当性は別の問題として、このようなコミュニティや民族集団グループを背景あるいはキャリアにした「民俗」等の非物質文化遺産物件の伝承者として個人を認定することは、新たな問題を引き起こしかねない。

これに比べ日本の「文化財保護法」による保持者認定は、「重要無形文化財」と「選定の文化財保存技術」の「芸能」・「技」の堪能者²¹⁾に限られており、「無形民俗文化財」については、保持者と保持団体を認定しない。このような保持者認定制度は、民俗芸能や伝統技能に関して個人の努力によって、その技やノウハウを絶えず進歩させることができる点に配慮したものであるが、伝統的祭祀などの年中行事、民俗活動、習俗は、個人の「芸能」や「技」と関連性が低く、それらは集団・地域の伝統知識や習わしが蓄積された結果である。

中国の伝承人認定制度の方向性は間違っていない。これは非物質文化遺産の伝承主体を尊重し、伝承人制度の真髄を備えるものである²²⁾。しかし、現在認定されたものは全て個人（自然人）であり、団体認定ではない²³⁾。非物質文化遺産の多くは地域や民族集団の民衆たちが長い歴史にわたり、その生活や生産の実践により発案・創造されたもので、その伝承の主体は、個人のほかにも団体・組織やコミュニティ、または地域社会全体である²⁴⁾。ゆえに、「非物質文化遺産法」は文化遺産の分布が比較的集中する地域に対して、

21) 中村賢二郎（2007年）『わかりやすい文化財保護制度の解説』東京：ぎょうせい、pp. 89-100を参照。

22) 李墨絲（2010年）『非物質文化遺産保護国際法制研究』北京：法律出版社、pp. 294-295。

23) 日中伝承人認定制度の比較研究については、周超（2009年）「中日非物質文化遺産伝承人認定制度の比較研究」『民族芸術』2009年第2期を参照。

24) 周星（2011年）「文化遺産與地域社会」『河南社会科学』2011年第1期。

「地域全体の保護」(第26条)を提案した。これまでに、中国文化部(文科省に相当)は、全国で八つの「国家レベルの文化生態試験保護区」を設けたが、現在これらは地元政府の文化行政管理部門、あるいは企画管理部門の管轄と位置づけられた。伝承や保護が、いかにして地域社会あるいは基層レベルのコミュニティに着実に継承されるかが、より重要である。要するに、伝承者団体の認定を新設するなど、非物質文化遺産の異なる形態や種類に応じた多様な伝承人を認定する制度づくりが、今後の「非物質文化遺産法」の改訂作業で要点となる。

V 終わりに

単行立法方式で制定、発効された「非物質文化遺産法」は、中国で非物質文化遺産を保護するうえでの法的根拠を提供した。この法律は、非物質文化遺産をめぐる保護体系の構築を促進させただけでなく、国家が法律に準じた文化遺産行政を展開する基盤整備を行った。こうした動向は、近年来中国の社会文化領域における重大な出来事であり、国家の文化政策が、「文化革命」から「文化保護」へと大転換したことを意味している。同時に、一般民衆の文化創造力および彼ら彼女らの文化活動空間に対して、最低限の尊重が保障されていることも意味する。しかし、中国の行政法の立法技術はいまだに未熟であり、流動的な非物質文化遺産の保護「運動」の最中で機運に乗じて生まれたこの法律が、いくつかの課題を含んでいることは明らかである。これから、中国における非物質文化遺産に関する法整備と関連する学術研究は、日本のような文化遺産保護の法整備先進国の経験を参考に、発展することを確信する。